

筑紫野市の保育料（利用者負担額）・副食費について

1 保育料・副食費の決定方法

- 保護者（父母または子を監護している者）の市町村民税所得割額により決定します。
- 税の未申告等で課税資料の確認ができない場合は、最高階層で算定します。
- 保護者の年間収入額の合計額が100万円未満の場合、同居親族（祖父母等）も含めて決定します。
- 保育所(園)の運営に必要な経費は、保護者の皆さん、市、県、国の4者で負担することとされています。

★令和7年4月から8月までの保育料

令和6年度市民税額（令和5年1月から12月までの収入）により算定します。

★令和7年9月から令和8年8月までの保育料

令和7年度市民税額（令和6年1月から12月までの収入）により算定します。

2 保育料の徴収方法

保育所

市が徴収します。納付方法は、口座振替または納付書(金融機関窓口のみ)となります。納付日は、原則として毎月末日(土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日)です。ただし、12月分の納付日は、同月の最終営業日となります。なお、コンビニエンスストアでの納付や、クレジットカード決済、オンライン決済などには対応しておりません。

認定こども園・小規模保育事業所

施設が徴収します。徴収方法は各施設にお問合せください。

3 3歳児から5歳児クラスの保育料

- 認可保育所、認定こども園、新制度移行幼稚園の保育料は**無料**です。
- 副食費(給食費)、通園送迎費、行事費などは実費負担となりますので、施設に直接お支払いください。

副食費の免除について

次に該当する場合は、給食費のうち、おかず代（以下副食費）が**免除**となります。

1号認定(幼稚園・認定こども園の幼稚園部分を利用)の場合

市民税所得割課税額77,101円未満の世帯・・・・・・・・在園児は全員副食費免除

市民税所得割課税額77,101円以上の世帯・・・・・・・・小学校3年生までの子どものうち、上から数えて
第3子以降の子どもは副食費免除

2号認定(認可保育所・認定こども園の保育所部分を利用)の場合

裏面の表のとおりです。

※副食費の金額や徴収方法は、各施設にお問い合わせください。

4 0歳児から2歳児クラスの保育料

裏面の表のとおりです。

令和7年度 筑紫野市保育料・副食費徴収金額表

更新日：令和7年4月1日

入所児童の属する世帯の階層区分				月額保育料（円）								月額副食費（円）												
階層区分	定 義			3歳未満児（0， 1， 2 歳児）								3歳以上児（年少,年中,年長）												
						57,700円以上の世帯		57,700円未満の世帯		ひとり親世帯 在宅障がい児(者)がいる世帯					57,700円以上の世帯		57,700円未満の世帯		ひとり親世帯 在宅障がい児(者)がいる世帯					
						小学生以上を含めない		小学生以上を含める				小学生以上を含める			小学生以上を含めない		小学生以上を含める		小学生以上を含める					
				1子目		在園児 2子目(※)		2子目		1子目		2子目		1子目	在園児 2子目(※)		在園児 3子目(※)		2子目以降		1子目		2子目以降	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0		0		0		0		0		免除			免除		免除		免除			
第2階層	非課税世帯																							
第3階層	均等割のみの世帯			14,200	14,000	7,100	7,000	7,100	7,000	6,600	6,500													
第4階層	48,600円未満の世帯			19,500	19,300	9,750	9,650	9,750	9,650	9,000	9,000													
第5階層	57,700円未満の世帯			30,000	29,600	15,000	14,800	15,000	14,800	9,000	9,000													
	77,101円未満の世帯									9,000	9,000													
	97,000円未満の世帯			30,000	29,600	15,000	14,800	15,000	14,800	30,000	29,600													
第6階層	169,000円未満の世帯			44,500	43,900	22,250	21,950	22,250	21,950	44,500	43,900													
第7階層	301,000円未満の世帯			53,000	52,250	26,500	26,120	26,500	26,120	53,000	52,250													
第8階層	397,000円未満の世帯			61,000	60,100	30,500	30,050	30,500	30,050	61,000	60,100													
第9階層	397,000円以上の世帯			79,850	78,650	39,920	39,320	39,920	39,320	79,850	78,650													

● 寄付金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除などは適用しません。

● 第2階層には、教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である世帯を含みます。

※ここでのいう在園児とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・地域型保育事業・企業主導型保育施設を利用または通所している児童のことです。

※小学生以上を含める場合で、生計を一にする上の子どもが別居の場合は、生計を一にすると客観的に判断できる書類(学生証の写し等)を提出ください。

※上の子どもの収入や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。